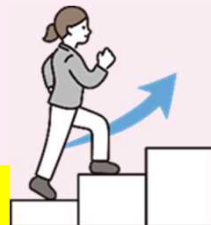


「キャリアアップ助成金」を活用して 従業員の社会保険への加入を図りませんか？

(※令和6年3月31日までにに行った取組が助成対象となります)



キャリアアップ助成金の「短時間労働者労働時間延長コース」とは、有期雇用労働者等※¹について、週所定労働時間を延長することにより、当該労働者を新たに社会保険の被保険者とした場合に、事業主に対して助成を行う制度です。

令和5年10月1日以降の取組については、「社会保険適用時処遇改善コース※²（以下「新設コース」といいます。）の労働時間延長メニューによっても支給申請ができます。その場合は、新設コースのキャリアアップ計画（裏面参照）を提出するとともに、新設コースで見直された要件（延長時間数・基本給増額率）を満たしている必要があります。

支給額

- 1人当たりの助成額は以下のとおりです。
(①と②合わせて、1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は45人)

①週所定労働時間を3時間以上延長し、新たに社会保険に適用した場合

企業規模	延長時間	3時間以上延長
中小企業		23万7,000円
大企業		17万8,000円

②労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長し新たに社会保険に適用した場合

企業規模	延長時間	1時間以上2時間未満延長 (10%以上増額)	2時間以上3時間未満延長 (6%以上増額)
		中小企業	5万8,000円
大企業		4万3,000円	8万8,000円

※¹ 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。

※² 詳細は「キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）のご案内」（リーフレット・パンフレット）にてご確認ください。
(リーフレット) <https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001167232.pdf>
(パンフレット) <https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001167153.pdf>

支給条件の詳細等については裏面へ



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク

LL051020 No.12

受給条件

■ 以下の要件全てに当てはまる必要があります。

1 キャリアアップ計画の作成・提出

労働時間の延長等の措置を実施する前日までに「キャリアアップ計画※3」を作成最寄りの労働局へ提出していること。

2 労働時間の延長等

有期雇用労働者等の週所定労働時間を3時間以上延長、または1時間以上3時間未満延長するとともに基本給の増額を図っていること。

3 社会保険の適用

労働時間を延長等し、新たに社会保険の被保険者となった有期雇用労働者等を、延長後6か月以上継続して雇用し、6か月分の賃金を支給した事業主であること。

6か月以上の雇用期間（社会保険未加入）

6か月以上継続雇用

申請期間（2か月以内）

労働時間延長・社会保険加入

※3 労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるための、今後の大まかなイメージを記載した計画のことです。

申請に当たっての留意事項

■ 対象労働者について

このコースは、社会保険への加入義務が生じていない労働者の社会保険への加入を後押しするための助成であるため、**既に社会保険への加入義務が生じている労働者について、労働時間の延長を実施しても支給対象とはなりません。**

■ 労働時間の比較方法について

- 延長後6か月の週所定労働時間と延長前6か月の週当たりの平均実労働時間の差が3時間以上である場合、支給対象となり得ます（週所定労働時間を1時間以上3時間未満延長するとともに基本給の増額を図った場合も含む）。
- 延長前後6か月の週所定労働時間の差が3時間以上であって、延長前後6か月の週当たりの平均実労働時間の差が3時間以上である場合も支給対象となり得ます。

延長前	延長後	支給可否
実労働時間	所定労働時間	支給対象
所定労働時間	所定労働時間	実労働時間で比べても3時間延長されている場合、支給対象
所定労働時間	実労働時間	不支給
実労働時間	実労働時間	不支給

キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。